

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月（昭和36年度及び37年度において納付済みとされている12か月を除く。）までのうちの12か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
(昭和36年度及び37年度において納付済みとされている12か月を除く。)
② 昭和43年4月から54年1月まで
③ 平成10年2月から11年6月まで

祖母が私の国民年金の加入手続を昭和35年に行い、国民年金保険料も納付してくれていたはずなので、申立期間①に未納は無いはずである。その後、自分で保険料を納めるようになったが、記録では申立期間②は10年以上も保険料が未納とされている。この期間の保険料は店に集金の人に来て2回ぐらいに分けて、現金で納付した。申立期間③は毎月銀行で納付していた。

領収書は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、同居していた祖母が昭和35年に加入手続を行い、42年11月にA市からB市に転居するまで、保険料は祖母が納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、36年2月に払い出されており、祖母と同居していた約7年間において、申立期間①を除き未納は無い。

また、オンライン記録では、昭和36年度及び37年度とも、6か月のみ保険料が納付済みとされているが、その納付月は不明であるところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、いずれの年度も4月から9月までの期間の保

保険料の納付が確認できることから、社会保険事務所（当時）における納付月の把握が不十分であり、記録管理が適切に行われていなかったと考えられる。

さらに、昭和 36 年度及び 37 年度における納付済み期間を上記 A 市の国民年金被保険者名簿における期間とすると、未納となる期間は昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 38 年 3 月までの期間となり、これらの期間の前後の期間は納付済みとなっていることから、祖母が前後の保険料を納付しながら、当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い上、申立期間①後の 45 年 4 月から居住していた C 町の国民年金被保険者名簿では「S. 36～42 完納」の記載が確認できることから、36 年度及び 37 年度の保険料は全て納付されていた可能性がある。

- 2 申立期間②については、C 町の国民年金被保険者名簿によると、前記 1 の「S. 36～42 完納」の記載の次に「納付拒否」の記載が確認できる。納付拒否の期間は明確でないが、これらの記載状況から、昭和 42 年度までは納付済みであり、43 年度以降について納付拒否があったものと考えられる上、申立人は同町に居住していた昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの期間についても未納とされていることから、申立期間②のうち、43 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料を納付していたとは考え難い。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立期間②のうち、昭和 49 年 5 月から 51 年 11 月までの期間については、不在被保険者とされていたことが確認できることから、当該期間についても保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が所持している年金手帳、B 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、オンライン記録同様、申立人は昭和 52 年 2 月 16 日に資格喪失しており、その後、国民年金被保険者資格を取得したのは 58 年 3 月 9 日であることが確認できることから、申立期間②のうち、52 年 2 月から 54 年 1 月までは国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間②の保険料を 2 回ぐらいに分けて店に来た集金人に納付したとしているところ、集金人に納付した時期、期間及び納付額は分からないとしており、記憶は明確でない上、130 か月と長期間にわたる保険料を 2 回に分けて納付するには、過年度納付及び申立期間②の期間中に行われていた第 1 回から第 3 回の特例納付を利用して納付する以外に考えられないが、集金人に過年度納付及び特例納付の保険料を納付することはできず、国民年金被保険者台帳にも申立人が特例納付を行った形跡は見当たらない。

これらのことから、申立期間②の保険料を納付していたと推認することはできない。

- 3 申立期間③について申立人は、毎月銀行で保険料を納付していたとしてい

るが、オンライン記録によると、平成13年4月に納付書作成の記録が確認できることから、この時点で、少なくとも時効にかからない11年3月から同年6月までの期間に未納があったと考えられる上、B市の国民年金情報検索システム過年度テーブルにおいても、オンライン記録同様未納とされていることから、当該期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

4 申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月(昭和36年度及び37年度において納付済みとされている12か月を除く。)までのうちの12か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

20歳になった平成7年*月に区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。その際、免除の申請ができると聞いたので、学生であり収入が無かったため免除申請を行った。その後も毎年*月に郵送により免除申請を行ったので、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間の前後である平成7年5月から9年3月までの期間及び10年4月から同年8月（同年9月からは厚生年金保険被保険者資格を取得。）までの期間については申請免除期間とされている。

また、申立人は、20歳となった平成7年*月に国民年金保険料の免除申請を行い、その後も毎年*月に免除申請を行ったとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、同年*月に免除申請を行い、その翌年度の平成8年度についても8年*月に免除申請を行っていることが確認でき、免除制度について習熟していたとみられることから、申立期間について、免除申請を失念していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通して学生であったとしており、大きな生活状況の変化も無かったものと考えられ、申立期間の保険料のみ免除申請を行わなかったような事情は見当たらない。

加えて、申立人は、平成8年度以降の免除申請は郵送で行っていたとしているところ、申立人が当時居住していたA市では、郵送により免除申請を行うことは可能であったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から47年3月まで

母親が集金人に勧められたため私の国民年金加入手続きを行い、学生の間は両親が国民年金保険料を納付してくれていたと思う。母親から学生の間は納付しておくが、それ以降は、年金は大切なものだから自分で納めるようにと言われたので、母親との約束通り、結婚や転居の際も手続きを欠かしたことは無く、保険料も継続して納付している。両親は私を含めた3人分の保険料を必ず納付しているので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、20歳から60歳に到達するまでの国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、申立期間の保険料を納付していたとする両親は、国民年金発足当初の昭和36年4月1日から60歳に到達するまでの国民年金加入期間の保険料は全て納付済みとされていることから、両親の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号及びその前後の番号の被保険者のオンライン記録における加入状況から、昭和47年4月頃に行われたものとみられ、申立期間については、申立人は学生であり任意加入対象者であったことから、本来遡って被保険者資格を取得することはできないものの、申立人が20歳に到達した46年*月*日に強制加入被保険者として資格を取得したとされている。このことから、加入手続き後において、申立期間の保険料を現年度又は過年度納付することは可能であり、上記のとおり納付意識の高かった両親が申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年3月から63年3月まで

私は、会社退職（昭和62年3月）後、時期は覚えていないが、A市B区に転入した時に、同区役所で国民年金加入手続を行った。その際、遡って申立期間の国民年金保険料を納付しなければいけないと窓口職員から説明を受けた。その後、送付されてきた納付書でアルバイト先や自宅近くの金融機関で保険料を全て納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、複数回にわたる種別変更も適切に行われていることから、申立人の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年7月22日にA市B区で払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って62年3月12日とする事務処理が行われたものとみられる。この国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能な期間であり、当該期間の過年度保険料の納付書が送付されたものと推認できる。

さらに、申立人は、送付されてきた納付書によりアルバイト先や自宅近くの金融機関で保険料を納付したとしていることから、前述のとおり、保険料の納付意識が高い申立人が送付されてきた納付書により過年度納付が可能な申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案5907

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年10月から15年3月までは19万円、同年4月から18年8月までは24万円、同年9月から19年12月までは22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月から19年12月まで

ねんきん定期便を見たところ、A社の標準報酬月額と実際の給与額がかなり違っている。同社の派遣社員として毎月ほぼ20日間働き、給与は28万円から32万円であったので、調査の上、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年10月から17年12月までの期間については、申立人は、毎月の給与が28万円から32万円であった旨主張しているところ、申立人から提出された預金取引明細表により、当該期間において、毎月21万円から32万円の給与がA社から振り込まれていることが確認できる。

また、A社は、「平成18年及び19年の賃金台帳によると、始期は不明だが、申立期間当時、19年12月まで、厚生年金保険料控除額の計算を間違えていた。」と回答しており、申立期間当時、同社において申立人と同様の職務であった同僚が所持する給料支払明細書により、当該同僚は、平成13年4月から19年12月までの期間において、標準報酬月額及び保険料率の変更にかかわらず、毎月同じ額の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できることから、申立人についても同様の処理がなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成14年10月から15年3月までは19万円、同年4月から17年12月までは24万円の標準報酬月額に見合う保険料（直後の期間と同額の1万6,500円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間のうち、平成18年1月から19年12月までの期間については、A社から提出された18年及び19年の賃金台帳、並びに申立人から提出された給料

支払明細書（18年7月から19年12月まで）により、申立人は、当該期間において28万円から34万円の標準報酬月額に見合う給与額が支給され、18年1月から同年8月までは24万円、同年9月から19年12月までは22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（1万6,500円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳等において確認できる保険料控除額から、平成18年1月から同年8月までは24万円、同年9月から19年12月までは22万円とすることが妥当である。

なお、平成14年10月から19年12月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、A社は、「経営が悪化し、社会保険料の支払が滞っていた時期に、実際の給与額よりも低い標準報酬月額を届け出たことがある。」と回答している上、申立人及び同僚の給料支払明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年1月から13年3月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書等の資料を所持しておらず、A社も、「当時の資料は無く、当該期間の保険料控除の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人の当該期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成13年4月から14年9月までの期間については、上述の同僚の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額の状況等から、申立人についても当該同僚と同様に、当該期間において毎月1万6,500円の厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できるものの、当該控除額に見合う標準報酬月額（19万円）は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を越えないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月1日から同年6月1日まで

私は、同僚照会のアンケートを受け取った。私も、オンライン記録では、A社において厚生年金保険の被保険者資格を昭和51年5月1日に喪失後、同年6月1日にB社において資格取得しており、途中の1か月だけ被保険者記録が無い。退職するまで同一会社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の代表取締役は、「A社の代表取締役は、私の実父であり、その父が、昭和51年5月19日に別会社としてB社を設立した。同社の厚生年金保険の新規適用時（同年6月1日）に被保険者資格を取得した7人は、私も含めて全員、同日以前からA社ではなく、B社で継続して勤務しており、申立人は課長をしていた。」と証言している上、同僚の1人は、「申立人は、私と同様に申立期間も継続してB社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間においてB社に継続して勤務し、申立人の申立期間における勤務形態、職務内容等に変更がなかったものと認められる。

また、オンライン記録によると、B社の厚生年金保険の新規適用時に被保険者資格を取得した7人（申立人を含む。）は、いずれも昭和51年5月1日にA社において被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該7人のうち1人は、「厚生年金保険料の控除までは覚えていないが、給料は、そ

れまでどおりA社から支給されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、昭和50年8月の入社から一貫してB社において継続して勤務し、その間、A社から給与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたと考えられることから、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、A社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の当時の事業主は既に亡くなっている上、B社の代表取締役も当時の状況は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和21年11月20日、資格喪失日は22年6月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、210円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月20日から22年6月1日まで
② 昭和22年6月19日から23年1月23日まで

年上のいとこで旧姓が私と同じB氏など同郷で同世代の女性十数人と一緒にA社に入社し、住み込みで勤務した。入社後しばらくして体調を崩し、同社に籍を置いたまま実家で一時静養したことはあるが、同社に少なくとも1年以上勤務している。入社当初の記録が漏れていると思うので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社を退職して約1か月後に脱退手当金を受け取ったことになっているが、同社を退職したのはC社D支店に転職するためであり、私より数年後に退職した上記B氏から話を聞くまで脱退手当金という制度も知らなかった。同氏が脱退手当金を受け取ったという話を聞いた時、「私は受け取っていないし、会社から何の説明も無かった。」と話したことを覚えている。脱退手当金は絶対に受け取っていないので、申立期間②について、脱退手当金の支給済みという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が一緒に入社したと記憶する同僚B氏は、昭和21年11月20日にA社において厚生年金保険被保

険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記B氏は、「誰と一緒に入社したかよく覚えていないが、同時期に同郷で同世代の女性が何人もA社に入社したことを覚えている。申立人も、その中の一人だったと思う。」と証言している上、当該期間においてA社の被保険者記録が確認できる別の同僚も、申立期間当時、同郷で同世代の女性が何人も一緒に同社に入社した旨証言していることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の旧姓と同姓同名で、生年月日が申立人の生年月日と数字の並び方が同じ「明治41. *. *」とされている基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和21年11月20日、資格喪失日は22年6月1日）が確認できる。

加えて、上記B氏は、「同時期に入社した同僚の中に、旧姓が私と同じ者は申立人しかいなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和21年11月20日、資格喪失日は22年6月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、210円とすることが妥当である。

申立期間②について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、当該期間より前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が、最初の被保険者期間及び申立期間②に係る事業所と同一事業所であるA社の被保険者期間を含む2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、「C社D支店に転職するためA社を退職した。私より数年後に同社を退職したB氏から話を聞くまで脱退手当金という制度も知らなかった。」などと主張しているところ、申立人は、A社における被保険者資格を喪失した約1か月後にC社D支店において被保険者資格を取得していることを踏まえると、A社退職時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を83万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において83万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を134万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において134万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月25日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において32万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を85万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において85万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を41万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月21日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において41万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を46万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月21日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において46万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を64万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月21日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において64万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を34万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月21日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において34万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を32万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月21日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において32万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を111万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において111万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を68万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において68万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案5923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月26日
② 平成18年7月24日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないため不明と回答しているが、複数の同僚から提出された賞与明細書により、当該複数の同僚も申立期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立人と同様にオンライン記録には当該期間の標準賞与額に係る記録が無く、いずれの機会にも社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年11月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和31年11月26日から同年12月1日まで

申立期間①について、私は、臨時工として昭和31年4月からA社C支店で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は同年10月1日が取得日となっている。

申立期間②について、私が、A社C支店から同社B支店に異動した時期の厚生年金保険の被保険者記録に1か月間の空白期間がある。

申立期間①及び②について、調査をして厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された職工台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該職工台帳の記録によると、申立人は、昭和31年11月22日付けでA社B支店に異動発令されており、申立期間②は同社同支店で勤務していたと判断されることから、同社同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年12月の記録から、9,000円と

することが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、上述の職工台帳により、申立人が、当該期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が自身と同時期にA社に臨時工として入社したと記憶している同僚は、申立人と同日の昭和31年10月1日に同社C支店で資格取得していることが確認できる上、同社同支店に臨時工として同年4月に入社したと証言している複数の同僚の資格取得日についても、申立人と同日であり、当該同僚のうち一人は、「A社では、試用期間があり入社日から厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったと思う。」と証言していることから、同社の臨時工については、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成19年5月22日、資格喪失日が20年8月1日と記録され、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を20年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月31日から同年8月1日まで
私の年金の記録は、平成20年7月31日にA社の資格を喪失したことになっているが、同年7月31日まで勤務していたので、資格喪失日を同年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、平成20年7月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書に

において確認できる支給額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる

愛知厚生年金 事案5926

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から30年1月1日まで
結婚のためA社を退職した時、脱退手当金をもらったことになっているが、もらった覚えが無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で管理されている女性31人（全員）のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和30年1月1日）の前約1年（29年5月1日）から後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性9人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録がある者は1人と少ないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務したB社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「中学校の先生の紹介でB社に就職した。軍事関係の機械部品を作る会社だったが、終戦後、同社が市外へ移転したため8月下旬に辞めた。」と述べており、申立人が申立期間の前の勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から40年8月31日まで

A社を退職した後の昭和40年12月7日に脱退手当金を受け取った記録となっているが、手続をした覚えは無く、受け取った覚えも無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票で管理されている申立人の健康保険整理番号の前後45人のうち、申立人の被保険者資格喪失日（昭和40年8月31日）の前後2年以内に資格喪失し脱退手当金の受給要件を満たしている女性23人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録がある者は1人と少ない上、資格喪失日から約15か月後に支給決定されたことになっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務したB社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「B社の職場の作業環境が健康に良くないということを聞いたので同社を退職した。早く仕事を探して働く必要があり、A社には、求人案内を見て応募したと思う。」と述べており、申立人が申立期間の前の勤務期間を失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和40年8月31日）から約3か月後の同年12月7日に支給決定されたことになっているが、申立人は、申立期間のA社を退職した後も仕事を続ける意

思を有していたと主張しており、支給決定されたことになっている日の2週間後に別のC社の厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月1日から33年3月5日まで
② 昭和33年7月30日から34年6月5日まで

私は、脱退手当金の支給日前に、A社があるB県から夫の転勤先であるC県に転居しており、また、脱退手当金についての連絡を何一つ受けていない。

脱退した期間があるのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある3か月の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立期間と当該未請求となっている被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理され、管轄社会保険事務所（当時）も同一であるにもかかわらず、当該未請求期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間における最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の支給要件である24か月に満たない11か月であり、A社の期間単独では受給権が発生しないとともに、同社の給与計算担当者は、「事業主による代理請求はなかった。」と証言していることから、同社による代理請求の可能性がうかがわれない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間における脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月10日から同年9月22日まで
② 昭和27年5月1日から28年4月1日まで
③ 昭和28年7月17日から32年2月1日まで
④ 昭和33年6月10日から同年9月7日まで
⑤ 昭和33年10月1日から34年1月28日まで

私は、脱退手当金を一度も受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることとされているが、A社B支店の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、同社は、支給済みとされているC社及びD社E支店と共に、同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、A社B支店のみが未請求となっている記録は不自然である。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給したことを示す支給記録又は厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ標準報酬月額等を回答した旨を示す記録が無く、脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

さらに、申立人が勤務していたF社G支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後約2年以内において、同社に2年以上の被保険者期間があり、脱退手当金の請求ができる女性（申立人を除く）4人のうち、3人が脱退手当金を受給しているもの

の、このうち2人は1年6か月以上経過して受給している上、残る1人は「受給手続は自分で行った記憶がある。」としていることから、同社が申立人の委任を受けて、代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月1日から37年2月1日まで
② 昭和37年2月1日から同年8月14日まで
③ 昭和39年12月1日から40年6月26日まで

私は、A社在職時から脱退手当金制度を知っており、同社を退職後に脱退手当金を受給した記憶はあるが、B社退職後の昭和40年9月に脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所における厚生年金保険の被保険者期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない6か月であるとともに、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の前後に記載されている脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の女性9人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は2人と少ない上、申立人と同時期に資格喪失した者のうち、連絡先が把握できた2人の者から当該事業所における当時の脱退手当金の受給状況について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことはできないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前及び間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、このうち、少なくとも申立期間③と同一事業所であり、かつ長期間の被保険者期間を失念するとは思えないことから、申立人が請求したとは

考え難い上、未請求となっているB社に係る被保険者期間と申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期(昭和40年9月24日)には、既に、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月1日から38年3月21日まで

私がA社に勤務した期間の厚生年金保険は、脱退手当金が支給されたこととして記録されている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、調査をして、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約3年4か月後の昭和41年7月22日に支給決定されたこととなり、事業主が代理請求したとは考えられない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が3回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日より近い2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間と未請求となっているB社に係る被保険者期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、一方の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月15日から43年1月1日まで

私は、A社を退職してから結婚のため、B市へ移りすぐ結婚した。住所が変わっても、どこか仕事を探して働くことを考え、パートを探してC事業所で働いたので、ちょうどその時に脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載の申立人の前後の女性従業員22人のうち、脱退手当金の受給資格を有する10人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は3人と少ない上、当該受給要件を有する複数の同僚は、「当該事業所から脱退手当金に関する説明、資料の送付及び手続の代理は無かった。」と回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、「申立期間の前にある被保険者期間の厚生年金保険被保険者証を申立てに係る事業所に提出した記憶がある。」と申し立てている上、当該厚生年金保険被保険者証が申立てに係る事業所に保管されていることが確認され申立内容に信憑性^{びよう}があることから、申立期間の前にある被保険者期間を失

念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から62年7月まで

平成2年1月頃、妻がA市役所に健康保険の手続に行った際、国民年金にも加入し、前の未納分を遡って納付するように言われたので、申立期間の保険料を一括で納付した。納付金額も大きかったし、結婚してすぐのことだったので納付したことをはっきり覚えている。確認できる書類は無いが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする妻は、平成2年1月頃にA市役所で国民年金に加入し、それ以前の未納分を遡って納付するように言われたので、申立期間の保険料を一括で納付したとしているものの、保険料を納付した期間及び納付場所については明確な記憶は無いとしていることから、申立期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で平成2年4月に夫婦連番で払い出されており、この記号番号により申立期間の国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立人は、申立期間の国民年金の被保険者資格を遡って取得したとみられ、手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の保険料は既に時効が成立していたことにより納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間以外にも前記国民年金手帳記号番号により、昭和63年1月から同年3月までの期間、同年12月、平成元年12月及び2年2月の被保険者資格を取得しており、これらの期間の保険料については、手帳記号番号が払い出された時点（同年4月）において時効が成立していなかったこ

とから、遡って過年度納付又は現年度納付することが可能であったところ、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、納付日は不明であるものの納付済みとされていることが確認できることから、妻が未納期間の保険料を遡って納付したとする保険料は、当該期間の保険料であった可能性が考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から56年3月まで

申立期間当時、私は高校の常勤講師や非常勤講師をしており、収入があったので夫の扶養になれなかったため、国民年金及び国民健康保険に加入し、保険料も納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について自身で行ったと思うが、加入手続場所、国民年金手帳の受領、保険料の納付金額等の具体的な記憶は無いとしていることから、加入手続及び保険料納付の詳細は不明である。

また、申立人は婚姻後、常勤講師として勤務した昭和52年9月頃に初めて国民年金に加入したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が昭和52年3月の婚姻後から居住しているA市においても申立人の国民年金被保険者資格の取得及び保険料納付に係る記録は見当たらない。

加えて、申立人は、国民健康保険に加入していたことから、国民年金にも加入していたはずであるとしているが、仮に申立人が国民健康保険に加入していたとしても、国民健康保険と国民年金は別の制度であることから、国民年金に加入していたとまでは言えない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から60年3月まで

私は、昭和54年5月から59年3月までは、A市に居住しており、働きながら学校に通っていたところ、職場の上司に勧められたこともあって、国民年金に加入して保険料を納付していたと思う。

また、昭和59年4月から60年3月までは、B市に居住しており、全日制の学校に通っていたが、この期間については、翌年度に1年分を一括で納付した覚えがあるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月から59年3月までは、A市に居住し、国民年金に加入して保険料の納付をしていたとしており、その後の同年4月から60年3月までは、B市に居住し、同市において国民年金に加入して、この間の保険料については、翌年度に当たる昭和60年度中に1年分をまとめて遡って納付した覚えがあるとしている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶は明確でなく、当時、納付していたとする保険料額についても覚えていないことから、加入手続及び保険料の納付の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、これまでに申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、国民年金の加入手続が行われたことがうかがえないことから、申立人は、A市及びB市での居住期間のいずれについても、国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時に居住していたA市及びB市並びにその後居住して

いたとするC村及びD町のいずれにおいても、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から49年5月まで

私は、会社を退職（昭和44年6月）後、義母から国民年金の加入を勧められ、私か夫のどちらかがA市役所B支所で国民年金加入手続を行った。加入後の国民年金保険料は、私が毎月、自宅に来た集金人に300円から400円ぐらい納付し、年金手帳に印紙を貼付してもらった。納付したことを証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職（昭和44年6月）後にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料は、申立人が、毎月自宅に来た集金人に300円から400円ぐらい納付し、年金手帳に印紙を貼付してもらったとしているところ、i) 申立人は、国民年金加入手続を行ったのが自身か夫か覚えておらず、加入手続時期及び加入手続後に交付される国民年金手帳の受領についても覚えていないとしていること、ii) 同市では、申立期間当時、保険料の収納は町内会等の自治組織による納付書での集金であり、保険料の納付周期は3か月ごとであったとしていること、iii) 申立期間当時の国民年金保険料月額が250円から900円であることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月12日にC市D区に払い出され、同年6月27日に任意加入被保険者として資格取得したとされていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格取得日とも一致する上、A市において、申立人

が申立期間において国民年金に加入していた記録が存在しないこととも符合する。申立人は、申立期間においては厚生年金保険被保険者の配偶者として国民年金の任意加入対象者であったことから、制度上、加入手続の時点から遡って資格を取得することはできない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月及び同年5月

転職後（平成5年5月頃）、元妻と共にA市B区役所に行った際、窓口の職員に勧められて国民年金加入手続を行った。その際、年金手帳は受け取った覚えは無い。国民年金保険料は、私がある場でいくら納付したかは覚えていないが、元妻の分と一緒にまとめて納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転職後（平成5年5月頃）、元妻と共にA市B区役所で国民年金加入手続を行ったが年金手帳を受け取った覚えは無いとし、国民年金保険料は、加入手続と同時にその窓口でいくら納付したかは覚えていないが、元妻の分と一緒にまとめて納付したとしているところ、申立人は、年金手帳の受領及び保険料の納付金額について覚えていないとしている上、同市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が保険料と一緒に納付したとする元妻は、同年4月1日の第1号被保険者への種別変更が同年6月3日に、同年6月22日の第3号被保険者への種別変更が同年7月19日に行われていることが確認できるほか、オンライン記録によれば、元妻の申立期間の保険料は、同年7月19日に納付されたことが確認できることから、加入手続及び保険料納付状況に関する申立人の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間当時住民登録をしていたA市においても、申立人が国民年金に加入し申立期間の保険料を納付していた記録は存在しないなど、申立人が申立

期間において国民年金に加入していた事実を確認できないことから、申立人は、申立期間は国民年金に未加入となり、前述のとおり申立期間について第1号被保険者への種別変更手続が行われている元妻とは異なり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月

私は、平成10年3月末で会社を退職し、同年4月21日に再就職した。転職までの1か月間の国民年金について、母親が同年4月にA町役場で加入手続を行い、同町役場で国民年金保険料1万3,300円を納付してくれた。同年4月21日に再就職して厚生年金保険に加入したので、納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付について直接関与しておらず、これらを行ったとする母親から聴取したところ、申立人から年金手帳を受け取って加入手続した記憶は無く、A町役場から年金手帳を交付された記憶も無い上、保険料として同町役場で1万3,300円を納付したとする記憶があるのみで、納付方法についての記憶も無いとしていることから、申立期間に係る加入手続状況及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人は平成3年10月20日に国民年金被保険者資格を取得し、厚生年金保険被保険者資格を取得した6年4月1日に資格喪失している。このことはA町の申立人の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合し、同年4月の国民年金保険料が厚生年金保険加入を理由に同年6月15日に還付されていることが確認できる。その後、9年1月1日に基礎年金番号に切り替えられ、基礎年金番号導入後に国民年金被保険者資格の再取得手続が行われたのは20年9月21日であることから、申立期間は国民年金に未加入となり、母親は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による

納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年3月まで

厚生年金保険の無い事業所に転職したので、老後のことを考えて、昭和48年3月頃にA市B町に転居した際、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、市役所から数か月単位で送付されてきた納付書で、1か月分を切り取り毎月C郵便局で納付した。当時給料が少額であったので、母親から毎月生活費を含めたお金を借りていた中から保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月頃にA市B町に転居した際、国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は市役所から数か月単位で送付されてきた納付書で、1か月分を切り取り毎月C郵便局で納付したとしているところ、申立人は、i) 加入手続後の年金手帳の受領について覚えておらず、申立期間の保険料額の記憶は無いとしていること、ii) 同市において保険料納付は55年3月まで3か月ごとであること、及び郵便局で保険料納付が可能となったのは平成9年10月からとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月14日にA市で払い出されており、当該記号番号前後の任意加入者の資格取得状況から、50年12月頃に国民年金加入手続が行われたものとみられ、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この加入手続の際、資格取得日を遡って厚生年金被保険者資格を喪失した48年3月1日とする事務処理が行

われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち同年3月から同年9月までの期間は時効により保険料を納付することができず、同年10月から50年3月までの期間は過年度納付が可能であったものの、国民年金被保険者台帳には過年度納付書が発行された形跡は見当たらず、当該期間は未納とされており、同市の国民年金被保険者名簿の保険料納付記録においても当該期間は未納とされていることから、これら記録に齟齬^{そご}は無い上、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、母親に聴取したところ、母親が再婚（昭和49年10月）後に、まとめて1、2回お金を貸したことがあったとしており、A市が保管する昭和50年度国民年金保険料収入台帳によると、申立人は51年1月27日に50年4月から同年12月までの保険料を納付し、51年3月22日に同年1月から同年3月までの保険料を納付したことが確認できることから、申立人が母親から借金をして保険料納付したとするのは、当該期間の保険料を現年度納付したとする記憶であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から5年1月まで

国民年金加入手続及び保険料納付は亡くなった父親が行ったので、当時のことは分からない。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年2月19日にA町において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はその頃に行われたものとみられる。オンライン記録では、申立人の同年2月の国民年金保険料は同年2月24日に収納されたことが確認できるものの、申立期間は未納とされており、申立期間直前の4年5月から同年8月までの期間の保険料は、厚生年金保険被保険者期間と重複納付された5年3月から同年6月までの保険料が同年8月10日付けで過誤納とされ、同年8月11日付けで充当（残額は同年9月17日に還付されている。）されたことによって生じた納付済みの期間であることが確認できる上、同町の国民年金被保険者名簿でも国民年金加入期間で納付とされているのは同年2月だけとされていることから、父親が保険料の現年度納付を開始したのは同年2月からと推認され、父親が死亡したのは公簿によれば同年*月とされていることから、申立期間の保険料を過年度納付したのとも考え難い。

さらに、オンライン記録によれば、申立人に対して平成7年1月9日に社会保険事務所（当時）で納付書が作成され、申立人に対して送付されたことが確認でき、申立期間のうち、少なくとも4年12月又は5年1月の保険料は未納であったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から49年3月まで

私は、高校卒業後両親が営んでいた家業を手伝うようになった。20歳（昭和43年*月）になった時、母親がA市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行ってくれた。加入後は、母親が父親の知人の集金人に3か月ごとに印紙を手帳に貼って、両親の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。母親が不在の時は、自分で3人分の保険料を納付したこともある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続に直接関与しておらず、国民年金保険料の納付については、大半は母親が行ったとしているところ、母親は既に死亡していることから当時の状況を確認することができず、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳（昭和43年*月）になった時、母親がA市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行い、加入後は母親が3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年7月23日に同市D区に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年8月6日とされていることから、申立人の国民年金加入手続は、この手帳発行日に行われ、その手続の際に資格取得日を遡って43年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち同年2月から47年6月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、同年7月から49年3月までの期

間の保険料は過年度納付が可能であるものの、申立期間当時同市では集金人（国民年金推進員）は過年度保険料を取り扱っていないとしている上、申立人は保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしていることから、母親又は申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿ともに申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から同年6月まで
私は、平成14年4月から会社に勤務したが、同年4月から同年6月までは試用期間であったため、厚生年金保険に加入したのは同年7月からだったことを覚えている。厚生年金保険に加入するまでの申立期間の保険料は、当月分の保険料をその翌月にA市B区、同市C区及び同市D区内のいずれかの金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A市B区、同市C区及び同市D区内のいずれかの金融機関で納付していたとしているところ、金融機関名及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、金融機関に照会したところ、申立人が納付したと述べているA市内の当該区に所在する店舗において、申立人が保険料納付を行ったとする時期に、申立人に係る保険料が納付されていたことを確認できる記録は見当たらないとのことであった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成2年3月まで

私が20歳(昭和63年*月)になった頃に、母親がA町役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間当時、私は大学生でB市に住んでいたが、私が就職するまで母親が両親と兄の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、A町役場で申立人が20歳(昭和63年*月)になった頃に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、申立人を含む家族4人(父親、母親及び兄)分の保険料と一緒に納付していたと思うとしているところ、i) 申立人の加入手続時期、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領の有無、申立期間の保険料の納付方法及び納付金額については覚えていないとしていること、ii) 申立人は、申立期間当時大学生で、B市に住んでいたとしており、公簿によると、同市に住所を定めた年月日は、62年4月7日とされており、国民年金加入手続及び保険料納付は、制度上、住民票のある市町村で行うこととされているため、母親が同町役場で申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付を行うことはできないことから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年5月27日にC市D区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、

この加入手続において、資格取得日を遡って申立人が国家公務員共済組合員の資格を喪失した同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、加入手続時期を基準とすると、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は申立期間においては学生であったため、国民年金の任意加入対象者となり、制度上、加入手続時期から遡って被保険者資格を取得することはできないことから、母親が申立期間の保険料を納付することはできない上、A町においても申立人の申立期間に係る加入記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実は確認できない。

さらに、母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2978

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
私が20歳(昭和36年*月)になった頃に、父親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間当時、私は二部の大学生でB市に住んでいたが、私が卒業するまで、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずだ。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、既に死亡していることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人と同姓同名の者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記載があるものの、同払出簿の現在市町村名欄には、「取下 A市」と記入されていることから、一度、国民年金の加入手続が行われたが、何らかの理由により加入を取りやめたものと推認でき、これ以外に同名簿には同姓同名と思われる名前は無い。

さらに、オンライン記録及び住民票があったA市においても申立人に係る加入記録が存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、父親は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、20 歳(昭和 61 年*月)になった月に、住み込みで働いていた勤務先に、国民年金保険料を納付するようという内容の書類が郵送されてきた。そのときは何もせずにいたところ、督促状が、62 年 2 月頃に送付されてきたので A 市役所に行き、国民年金の担当窓口で、20 万円前後の国民年金保険料を一括納付した。その後、保険料の納付を忘れないように口座振替にした。申立期間の保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳(昭和 61 年*月)になった月に、住み込みで働いていた勤務先に、国民年金保険料を納付するようという内容の書類が郵送され、その後、督促状が、62 年 2 月頃に送付されてきたので A 市役所に行き、国民年金の担当窓口で保険料を一括納付したとしているものの、国民年金加入手続を行っていない者に対して国民年金保険料を納付するようという内容の書類及び督促状が作成・送付されることはないことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人は、督促状が昭和 62 年 2 月頃に送付されてきたので A 市役所に行き、国民年金の担当窓口で、申立期間の国民年金保険料を 20 万円ぐらい一括納付したとしているところ、i) 同市では、国民年金保険料は窓口で取り扱っていなかったとしていること、ii) 申立期間の保険料額は、7 万 1,000 円であることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 6 月 29 日に A 市で払い出されており、

これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って昭和61年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものと考えられる上、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人の納付記録を見ると、前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、過年度納付が可能な昭和62年4月から平成元年3月までの保険料(18万1,200円)は、納付年月日は確認できないものの、納付されていることが確認できることから、申立人が遡って一括納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年9月まで

私は会社退職(昭和47年12月)した後、A市で国民年金に加入したと思うが、加入手続時期、場所については覚えていない。国民年金保険料は、同市から送付されてきた納付書により2か月ごとに郵便局で納付していたと思う。申立期間について保険料を納付した記録が無いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職(昭和47年12月)した後、A市で国民年金に加入したと思うとしているものの、加入手続時期及び加入手続場所については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A市から送付されてきた納付書により2か月ごとに郵便局で納付したとしているところ、i) 申立期間当時、郵便局では保険料を納付することはできなかったこと、ii) 同市では、保険料の徴収方法は、昭和48年3月までは国民年金手帳を用いた印紙検認方式で行っており、同年4月から納付書方式(規則検認)に変更し、この納付周期は3か月ごとであったとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶とは相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として、昭和51年12月15日に払い出され、その資格取得日は同年10月1日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、初めて申立人の国民年金加入手続が行われたのは資格取得日とされ

た同年10月1日とみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳及び国民年金被保険者台帳に記載されている資格取得年月日とも一致する。申立人は49年9月に婚姻し、夫は厚生年金保険被保険者であったため、申立期間のうち同年9月から51年9月までは任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時に当該期間の国民年金被保険者資格を遡って取得することはできない上、申立期間のうち48年1月から49年8月までは強制加入期間であったとみられるものの、前述のとおり、申立人が当該期間に国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5933（事案365、735及び4314の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月11日から39年4月6日まで
② 昭和39年4月13日から40年8月24日まで
③ 昭和55年5月15日から平成4年9月21日まで
④ 平成12年9月21日から14年1月6日まで

申立期間①及び②について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の年金記録確認の申立てを行ったところ、平成20年9月25日付けで、当該期間については、年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

また、申立期間③及び④について、A社に昭和55年5月15日から平成14年1月6日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、4年9月21日から11年9月21日までの期間及び同年10月21日から12年9月21日までの期間とされているため、勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったところ、20年12月25日付けで、11年9月21日から同年10月21日までの期間はあっせんとするが、それ以外の期間については、年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

さらに、政権が変わったら救済される可能性があると聞いたので、新たな証拠は何も無かったが、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして、再度、平成22年3月8日に申し立てたが、同年9月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、どうしても納得できず、今回も新たな証拠は何も無いが、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和40年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われているところ、申立人は、「脱退手当金を受給していないことを示す資料等はないが、脱退手当金を受給していないことを信じてほしい。」と主張し、当該期間について22年3月8日に、再度申立てしたが、同年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「当該通知がどうしても納得できない。」と主張し、当該期間について、再々度申し立てしたものであるが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③及び④に係る申立てについては、申立人の夫のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は当該期間において夫の被扶養者とされていることが確認できること、及びオンライン記録によると、申立人は、昭和53年11月に国民年金に任意加入し、以後61年3月まで国民年金保険料を納付するとともに、同年4月から平成4年8月までの期間は第三号被保険者とされていることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、20年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、「政権が変わったら救済される可能性があると聞いていたので、再申立てを行った。」と主張し、申立期間③及び④について、平成22年3月8日に再度申立てを行ったが、申立人から新たな関連資料等は何も提示されず、当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、同年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「当該通知がどうしても納得できない。」と主張して、申立期間③及び④について、再々度申し立てたものであるが、今回の申立てに際しても前回と同様に、申立人から当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等は提示されておらず、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から44年10月1日まで
脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、同社の被保険者資格を喪失した1か月後の昭和44年10月31日に当該裁定請求書を受領し、同年11月13日に隔地払いされたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月2日から42年5月1日まで
② 昭和42年5月8日から43年4月1日まで
③ 昭和43年4月2日から44年5月1日まで

A社退職後、申立期間に係る脱退手当金を請求したことは記憶しているが、その後通知がこなかったため受け取りに行ったことはない。

脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立期間の3事業所名、当該事業所の所在地、被保険者期間のほか、申立人の住所、氏名が記載され押印されていることが確認できることから、申立人自身が、「申立期間③のA社を退職した後、自分で脱退手当金の請求手続を行った。脱退手当金裁定請求書に記載された筆跡は自分のものだと思うし、記載されている住所は合っている。印鑑も自分が持っていたものだと思う。」と述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立人の厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給を意味する「脱退44.11.19 B」及び「支払済 44.12.1 B社会保険事務所」の表示が記されているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票にも、同様に脱退手当金の支給を意味する「脱44.8.29」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書は、昭和44年8月29日にB社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同裁定請求書、同支給決定伺、厚生年金保険被保険者記録（回答）などの書類に「支払済 44.12.1 B社会保険事務所」と押印されていること

から、同裁定請求書受付日から約3か月後の同年12月1日に、指定された金融機関に国庫金が送金されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、「支払通知がこなかったため、脱退手当金は受け取っていない。」と主張しているが、上述のとおり、一連の事務処理に不自然さがない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5936

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月1日から34年6月18日まで
② 昭和34年10月12日から38年11月1日まで

脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年12月27日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年12月に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後のA社の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月25日から33年6月11日まで

私は、年金の請求手続の時に脱退手当金のことを知り不審に思っていた。今回、「確認はがき」が届いたため申立てをした。脱退手当金の手続をしたことも、受け取ったことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の前後5ページにおいて、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和33年6月11日）の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格のある女性48人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録について、オンライン記録により確認したところ、29人に支給記録が確認できる上、複数の同僚が、「脱退手当金の請求手続は、会社が行ってくれた。」と証言しているとともに、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年10月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から38年3月21日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を支給したことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年3月21日の前後おおむね2年以内に資格喪失し、受給資格のある35人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、27人に支給記録が確認でき、そのうち26人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月10日から32年8月24日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金を支給したことになっていることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年8月24日の前後2年以内に資格喪失し、受給資格のある15人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、12人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年9月30日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月20日から37年7月19日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金を支給したことになっていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年7月19日の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした40人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、29人に支給記録があり、そのうち25人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年9月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間前後の厚生年金保険被保険者期間について2回脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から52年4月1日まで

私は、A社の脱退手当金を受け取った記憶はあるが、B社の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、同社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書では、申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せて支給額が計算されている上、当該支給額に計算上の誤りは無く、このほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和52年10月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人は、A社の脱退手当金を受け取った記憶はあるが、B社の脱退手当金を受け取った記憶は無いとしているが、申立期間を含む脱退手当金を同社退職後に受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月15日から38年1月1日まで

私は、日本年金機構からの確認はがきを受け取って、昭和38年5月に脱退手当金を受給したことになることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後に支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月20日から同年5月1日まで
② 昭和27年10月21日から30年4月17日まで

私はA社退職後に脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は全く無い。また、B事業所の期間だけを請求していないのも不自然である。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和30年5月11日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5944（事案1106の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年6月25日まで
② 昭和29年11月1日から31年12月30日まで
③ 昭和32年1月8日から35年2月28日まで

申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、当時脱退手当金のことは知らなかったし、受け取った記憶は無い。前回の決定に納得できないため、新たな事情は無いが、再度申立てすることにした。脱退手当金の受給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による代理請求がなされたものと推認される上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年8月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の決定に納得できないとして、再度申立てがなされたものであるが、新たな資料等の提出は無く、申立人が脱退手当金を受給していないと主張する内容は、前回の主張内容と変わっていない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済35.6.6」の記録が認められる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月5日から36年12月25日まで

申立てに係る事業所を退職する時、退職金をもらっていない上、脱退手当金の話も無かった。脱退手当金の受給記録を取り消して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から40年4月21日まで
脱退手当金の支給日が私の結婚した日の後となっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から34年6月1日まで
② 昭和34年6月1日から36年1月25日まで

私は、A社を家庭の事情で退職し、その後2年以上経過してから脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月5日から43年7月21日まで

私は、平成20年3月17日に年金記録を確認したときに初めて、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象と分からないことが分った。

しかし、私は当時出産し、病気の子供の育児に追われ、脱退手当金を請求することなどできるはずもなかった。また、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和44年3月7日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年3月25日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても申立て以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月4日から34年3月29日まで

日本年金機構からの確認はがきにより、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和32年3月24日から35年12月27日までに資格喪失した女性のうち（申立人は34年3月29日資格喪失）、受給資格者13人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め9人に支給記録が確認でき、全員について資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は、「A社で脱退手当金の請求手続をしてもらった。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月7日から40年12月21日まで

私は、60歳になる前に年金を受給するための期間が足りないという通知をもらった。社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、申立期間については脱退手当金を受給していると言われた。しかし、私は、申立てに係る事業所を退職後、すぐに別の会社に就職して厚生年金保険の被保険者であった上、退職後に同事業所や社会保険事務所からお金を受け取った記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和39年1月1日から41年12月31日までに資格喪失した女性のうち（申立人は40年12月21日資格喪失）、脱退手当金の支給要件のある者27人について支給記録を確認したところ、申立人を含め16人に脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員について資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は、「申立期間に係る事業所が脱退手当金の請求手続をした。」と証言していることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和41年2月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月17日から32年1月15日まで
② 昭和32年1月15日から同年4月6日まで
③ 昭和32年9月1日から36年12月31日まで

私は、脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和37年5月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が支給されたことを記憶している申立期間後に勤務した事業所に係る脱退手当金の裁定請求書には、過去に厚生年金保険被保険者として勤務した事業所の名称を記載する欄があるが、申立期間に係る事業所名の記載が無く、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していることから、事業所名を記載しなかったものと推認できる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月25日から37年4月19日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年7月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。